

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定

今年度分の国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を決定しました。

7月中旬に納税(納入)通知書や決定通知書を送付します。

保険税・保険料の徴収は、年金の支給時に年金から天引きする特別徴収と、納付通知書か口座振替でお支払いいただく普通徴収の2種類の方法があります。

納付方法は、金額や年金の受給状況などによって異なりますので、通知書でご確認ください。普通徴収の方で口座振替を希望される方は、金融機関であらかじめ手続きが必要です。通知書に同封する口座振替依頼書をご利用ください。

▼**問合せ** 保険課国民健康保険・医療グループ(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料) ☎28・0917
保険課介護グループ(介護保険料) ☎28・0100

国民健康保険、後期高齢者医療及び各種福祉医療の受給者証等の更新

現在ご使用の国民健康保険高齢受給者証及び各種医療制度の受給者証等の

有効期限は、7月31日(月)です。

8月1日(火)から使用する新しい受給者証等を交付します。申請書の提出が必要な場合もあります。忘れずに手続きを行ってください。

国民健康保険

70歳から74歳までの方

① 高齢受給者証

② 70歳未満の方

① 高年齢受給者証
② 70歳未満の方

① 特定疾病療養受療証
② 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

① 認定疾病名が「人工腎臓(人工透析)を実施している慢性腎不全」の方は、

後期高齢者医療

新しい保険証(橙色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。また、限度額適用・標準負担額減額認定証または限度額適用認定証をお持ちの方で、8月1日(火)以降も交付対象になる方には、新しい認定証を7月下旬に送付します。

障害者医療・後期高齢者福祉医療

更新手続きのご案内を7月中旬に送付します。郵送または保険課で手続きを行ってください。提出書類を確認後、新しい受給者証を送付します。

▼**必要書類** 個人により異なりますので、案内文で確認してください。

▼**問合せ** 保険課国民健康保険・医療グループ ☎28・0917

介護用品購入費助成額の確定

家族介護用品購入費助成事業をご利用の方には、支給券をお渡ししています。令和5年度の住民税確定に伴い、非課税世帯と確認できた場合、お持ちの支給券が、正しい助成限度額となるよう、支給券の限度額を変更(追加)します。

対象の方には、7月中旬に通知しますので、お持ちの支給券と通知書を持参の上、役場1階3番窓口保険課までお越しください。

▼**申請期限** 7月31日(月)

▼**問合せ** 保険課介護グループ ☎28・0100

健全な財政状況を維持

新地方公会計制度に基づき、令和3年度決算における財務4表を作成し、本町の財政状況を検証したところ、各数値はともに健全であるという結果となりました。

今後自主財源の確保や町有資産の有効活用に努め、引き続き健全な財政運営を行います。

詳細な分析結果は町ホームページで公表しています。

▼**問合せ** 総務課総務・財政グループ ☎28・6003

